

平成29年6月30日(金) 判決の概要

(別紙)

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく判決】(水俣病)

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	判決の概要	参 考		
						審査請求の概要	処分庁への申請年月日	原処分年月日
1	鹿児島県	大阪府東大阪市の男性	平29.2.15	水俣病認定	却下 行政不服審査法第18条第1項は、「処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月(当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定があったことを知った日の翌日から起算して1月)を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定する。本件審査請求は、同条項本文の「当該再調査についての決定があったことを知った日の翌日から起算して1月」を経過した後になされており、また、本件では同条項ただし書きの「正当な理由」は認められない。よって、本件審査請求は、審査請求期間を徒過した不適法なものであるから却下す。	審査請求人は本人。審査請求人は、水俣病に罹患したとして申請。	平26.2.26	平28.9.9

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく判決】(大気系疾病)

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	判決の概要	参 考		
						審査請求の概要	処分庁への申請年月日	原処分年月日
1	名古屋市	愛知県名古屋市の男性	平26.1.27	気管支ぜん息 遺族補償費及び葬祭料	棄却 被認定者の直接死因は「胃癌」である。認定疾病である気管支ぜん息が「胃癌」の経過に悪影響を与えたとは認められない。 また、「胃癌」の治療法の選択に気管支ぜん息が関与していた事実も認められず、その点においても、気管支ぜん息が「胃癌」の生命予後に影響を与えた事実は認められない。一方、「胃癌」については、被認定者ないし審査請求人の意向により、手術等の積極的な治療を行わず、食べられない状態が進行して死亡に至ったことが認められる。以上から、認定疾病と死亡の間には相当因果関係は認められず、また、医学的常識をもってしても認定疾病が死亡に寄与したと認めることはできない。よって、原処分を相当とする。	審査請求人は、被認定死亡者の夫。審査請求人は、被認定死亡者の遺族補償費及び葬祭料の支給を求めて申請。	平24.8.24	平25.7.22

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく判決】

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	判決の概要	参 考		
						審査請求の概要	処分庁への申請年月日	原処分年月日
1	独立行政法人環境再生保全機構	兵庫県尼崎市の女性	平27.2.3	著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺 特別遺族弔慰金及び特別葬祭料	棄却 未申請死亡者については、職歴及び放射線画像上胸膜ブランク所見があることから、大量の石綿にばく露した可能性は認められる。また放射線画像上石綿肺を積極的に肯定できるわけではないが、否定することはできない。しかし、適切になされた呼吸機能検査結果がなく、著しい呼吸機能障害の有無について判断できない。したがって、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺にかかっていたと判定することはできず、原処分を相当とする。	審査請求人は未申請死亡者の妻。審査請求人は、未申請死亡者が石綿を吸入することにより著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺に罹患したとして申請。	平26.8.19	平27.1.6
2	独立行政法人環境再生保全機構	大阪府貝塚市の男性	平27.9.1	中皮腫 認定	棄却 放射線画像上は、典型的な中皮腫の所見はないが、中皮腫を完全に否定することは難しい。しかし、病理組織学的には、生検標本で異型性が僅かに認められるものの、手術標本では、異型性はほとんど認められず、中皮細胞の増殖は認められるが、腫瘍性病変（中皮腫）は認められない。この細胞は、免疫染色でcalretinin、WT1及びGlut-1が陽性であり、中皮細胞の性格を有するが、中皮腫を示唆する所見は認められない。また、FISH法によるp16遺伝子欠失の解析では、p16遺伝子の欠失は認められていない。以上から、病理組織学的診断では中皮腫であるとは認められない。したがって、中皮腫であると判定することはできない。よって、原処分を相当とし、本件審査請求を棄却する。	審査請求人は本人。審査請求人は、石綿を吸入することにより中皮腫に罹患したとして申請。	平26.6.25	平27.8.11
3	独立行政法人環境再生保全機構	神奈川県横須賀市の男性	平27.12.21	中皮腫 認定	棄却 放射線画像上、積極的に中皮腫と認められる所見はなかった。病理診断において、HE染色では、低分化腺癌の像とされ、免疫染色では、中皮腫の有力な陽性マーカーであるcalretininは核が染まっておらず陰性で、他の免疫染色の結果を含めて総合的に判断すると中皮腫と認められなかった。よって、原処分を相当とする。	審査請求人は申請中死亡者の夫。審査請求人は、申請中死亡者が中皮腫に罹患したとして申請。	平27.8.4	平27.10.30